

第十回 参議院内閣委員会會議録第三十二号

昭和二十六年五月二十九日(火曜日)午後零時九分開会

本日の會議に付した事件

○水産省設置法案(木下辰雄君外八十三名発議)

○水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(木下辰雄君外五名発議)

○継続審査承認要求の件

○連合委員会開会の件

○理事の補欠選任の件

○北海道開港法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) 只今より内閣委員会を開会いたします。

昨日の内閣委員会における懇談会の結果、水産省設置法案及び水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたしまして、昨日の御協議の結果、適当な動議が更に提出される見込みがありませんので、昨日残された、きまつておつた動議について採決をして行きたいと思ひます。それは楠見君の質疑を打切つて討論採決に入るべしという動議、それから栗栖君の質疑は一応この程度にとどめて置いて継続審査に移すべしという動議、それから那君のこの会期中は質疑を打切るといふ動議、この三つであります。それで順序といたしまして、委員長は栗栖君の動議を議題といたしまして、これを採決しようとするのであります。

○カニ工邦彦君 昨日からいろいろ論議されて、いい案がないかということでも今日に持越されたのであります。が、今まで時間をかけて各派ともいろいろ手を盡してやられたのであります。が、適当な案がないということでも採決になるといふことは、これはもういたしかたがないと思ひます。そこで昨日も私が申し上げて置いたのであります。が、この際明らかにして置きたいというところは、会期が五日間延長になりまして、そうして延長になつた初めに於いて質疑を打切るといふことについては、どうも筋が通らないのではないかと、今まで会期がなければ、これはいいか、今まで会期がなければ、これはいいか、今まで先ず水産省の設置の法案が議員立法として出ておる、それから北海道法案がこれが政府案として出ておるのであります。が、我々はやはり議員立法にかなり重きを置いて、そうして処理すべきでないかと、こういう考えの下に立つておる。で、当然この会期中に両案とも並行してやられるのが適当であると、こういう考え方を持つておつたのであります。が、併しこの案の質疑を打切るといふ話が出ましたので、そこで質疑を打切るならば、当然私は討論採決を行うのが適当であるという考えを持つておるのであります。併しながら討論採決はいたせぬ、併し質疑は打切るといふことになりまます。この北海道開港法案が、あなたが何か政略によつて行われるかのような感じが国民に與えておるのでありますから、こういつた

矢先きに、そういう取扱いを委員会がするといふことは、参議院の行き方として余り好ましくないといふことで、でき得れば質疑を打切るならば討論採決を願ひたい、こういう主張を述べたのであります。併しながら、どういふようなお考えがあるのか知りませんが、とにかくさういふ事態になつたといふことを非常に遺憾に思つておるのであります。が、いづれこれについては自由の諸君からも納得の行く御説明があるうかと思ひますが、一言私はさういふ点を明らかにして置いて、さうして採決をして頂きたい、こう思ひます。

○楠見義男君 昨日私は委員長にお願いをして置いたことなんです。が、今の栗栖さんの動議が動議として採決に付せられる場合においては、委員長から併せて御説明と申しますか、御報告をして頂きたいというところをお願いして置いたのであります。が、もう一度繰返して申上げますと、会期がなお数日あるにかかわらず質疑を打切つて、そして継続審査にこの案件を付するといふことは、私は悪例かどうかということですが、その悪例かどうかということとは別に、議事の審議の上において、過去何十年かやつて来たこの国会の審議の上において、さういふことが合法性を持つておるかどうかと、さういふことについて事務当局ともよくお調べ頂いて、その結果を御報告頂きたい、さういふことを申上げてお願ひして置いたのであります。が、採決に付せ

られる前に、その点を委員長から御報告頂きたいと思ひます。なおそれに附加して、御説明を頂くときには、これは委員長でも結構でありますし、又事務当局のかたでも結構であります。が、厚生委員会では医業分業について、会期がまだあるにかかわらず、継続審査に付した案件が、この国会にあるさうであります。が、これは聞くところによりますと、公聴会に付するといふことが先にと委員会は決定してあります。で、その公聴会に付する個所は四カ所でありまますか、その四カ所の公聴会がまだ実現しておらない。而も公聴会を実施するには相当の日数が必要であり、その日数と残つた会期とを彼此照し合せて見ると、残つた日数ではその公聴会が実行できない。従つてさういふ意味から継続審査に付したと私は承わつておるのであります。従つてこれは当然のことであると思ひますが、さういふことを併せて事務当局から御報告、御説明を頂ければ大変仕合せだと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 楠見君にお答えいたします。昨日楠見君の御要求がありましたことは委員長承しております。従ひまして今朝事務当局をしてそれらの先例等を取調べたのであります。それで只今お話しになりました厚生委員会における取扱とは必ずしも一致してはおりませんけれども、併し若干の何と言ひますか、会期の余裕があるにかかわらず継続審査をするといふことに取扱つた例はあるのであります。

○委員(宮坂完孝君) 只今楠見さんの御質問でございますが、昨日委員長から御命令を頂きまして、取急いで前例等を取調べいたしました結果を御報告申し上げます。この継続審査の件につきましては、継続調査事件のほうは非常に例が多いのでございますが、法案についての継続審査の例は非常に少いのであります。それで只今楠見さんのおつしやつた通り、継続審査の件につきましては、国会が開会されて、各種法案が論議されて、ほぼ最終段階に入つたときにおいてこの問題が論議されるのが通常でありまして、多くの法案につきましては、最終日にこれを決定するのが多いのでございます。が、さればと申しまして、法案の見直し等につきまして、最終段階、嚴格に言ひまして、最終日でなければその法案の見直しが付かないといふものでもございませぬので、その最終日の幾日前か、数日前に法案の運命等もきまらして、これは継続審査に持つて行くべきものであるといふような御決定に相成つて、それがさういふ運びになつたといふこともあるのであります。非常にお細心の注意でございますが、大体取急いで取調べましたので、多少落ちていることもございませぬが、最終日に決定された件は全部で五件であります。十一件のうち最終日は五件でございます。それから三日前が一件、一日前が三件、それから十二日前が二件

でございます。大体そういう情勢でございまして、特に第五国会におきまする漁業法案におきましては、最終日より十二日前行われておるのでございませぬ。それから最後に御質疑に相成つたこの第十国会の医師法、歯科医師法及び薬事法の一部改正の、あの医業分業の法律案につきましては、土曜日にその継続審査の件がございましたものから、三日前でございませぬ。これは三日前に決定に相成つたのでございませぬ。但しこれはいろいろと御議論がございまして、その継続審査に持つて行く動議の内容をいたしまして、二十八日に終ることを前提として提出したという片方の議論がございまして、もう一つの考え方をいたしましては、およそ数日延長されるので、考慮いたして動議を出したということで、両方相分れてございまして、目下懇談会等を開きまして、厚生委員会では善後処置を講じておるような次第でございませぬ。

○委員長(河井彌八君) ほかに御発言がございませぬならば……。

○梅津錦一君 この際明らかにして置きたいと思ひますのは、今まで何回も懇談会をいたしました。記録がとつてありませぬので、重ねて申し上げたいのですが、何回も懇談会を繰返したときに、大かたの御議論は議員立法である水産省設置の問題を重要視するといふような濃厚な空気がかもし出されておつたと思ひます。幸いにいたしました。五日間の会期が延長になりましたから当然この議員立法であるところの水産省設置法の案が審議され、更に討論採決にまで私は行くものと心得ておつたのであります。然るに俄然北海道開発法の一部を改正する法

律案が出ました結果、重点がややそのほうに傾きまして、これを継続審議にして置いて、北海道開発法案の審議に入らうというのが本日の形であろうと思ふのであります。このことは皆さんがたの意向であり、更に採決をするならば、その結果についてはつきりするのであります。これは当然であると考えるのであります。併しながら水産省設置の法案を審議未了のまま討論採決をしないで、いつの日にか私はこの法案が明るい日の目を見ることができようかということをお心配するのであります。皆さんがたの御協力を得て、本国会において審議が打切られましても、継続審議という形になりましても、最終日までには何らかの形において、この賛否を明らかにいたしまして、採決に入られんことを希望いたしまして、私の意見といたします。

○郡祐一君 会期を残しまして継続審議に付します前例は、委員長からの話で承知いたしました。これはむしろ異例のことには属すると思ひます。一方水産省設置法案については、すでに栗栖委員から動議の際に述べ申述べられましたように、継続審議に付することが適当と思ふという理由がございませぬので、私は水産省設置法について、只今梅津委員の言われましたように、十分これには提案者の御熱意に副うような審議を将来において進めたいと考へております。

○上條愛一君 私は簡単に意見を申し上げたいのですが、厚生委員会の医業分業の場合においては、これは継続審議に移しましたので、公報を見ましても、昨日も今日も医業分業の問題は議題になつて、継続して、今会期中に審議しておるわけですか。ところがこの水産省の問題は、会期が五日であるにかかわらず、これを継続審議に付して、この五日間の間、これを議題にせずして、棚上げにして置いて、北海道問題を取扱ふということ、これは明らかに悪例になると我々は考へるのであります。水産省設置の問題は、これは議員の提出であつて、重要な法案であるということとはみな認めておるわけでありませぬ。この重要な法案をなお日があるにかかわらず、継続審議をせずして、これを棚上げにして置いて、他の法案のみをこの会期中に審議するということ、これは厚生委員会の継続審議の内容とは全然異なることであると思ひます。私はかような例は議案としては最も悪例であると思ひますので反対をいたすのであります。

○委員長(河井彌八君) それでは御発言も盡きたと思ひますから、栗栖君の動議について採決をいたします。その要点をもう一度申述べます。水産省設置法案はか一件の法律案につきましては、質疑はこの程度にとめて置いて、そうしてこの二案は継続審査に移すという動議であります。これに賛成の諸君の挙手を願ひます。

○委員長(河井彌八君) 多数と認めま

す。ではさうに決しました。もう一度抜けたことがありますから申し上げます。只今決議になりましたこの両案に對する継続承認要求書の作成は、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。これは御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さうに決定いたしました。

○委員長(河井彌八君) ついては午後北海道開発法の一部改正法案を議題といたしまして、審議を進めたいと存じます。これは御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○補見義男君 ちよつとお伺いするのですが、他の委員会から連合審査の要求があるように聞いておるのですが、その状況だけをあらかじめ伺つて置きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) では午後からは北海道開発法の一部を改正する法律案を審議することについては御異議ないと認めます。

それから補見君からの御質疑のありました点、それははつきりしたものと、まだはつきりしないのとあります。それを申上げて置きます。水産委員会からは連合委員会の要求がありました。建設委員会からも要求があつた由であります。それから地方行政委員会からは、本日午前中に要求を決するであろうといふようなことを聞いております。これはまだ正式な要求を得ておりませぬ。なお農林委員会、経済安定委員会もあるかも知れんといふこと、まだ推定に至つておりませぬ。それだけ申して置きます。

○カニエ邦彦君 午後から北海道開発法案を審議されることには異議がないのであります。この法案はかなり重

要な法案であり、且つ国民からも非常に論議の中心になつておる關係上、委員会としては慎重を期さなければならぬと思ふのであります。そこで本法案の審議に入ります前に、理事会でもよろしいが、一応の円満に委員会が運び得るような、一つ順序を一応いろいろきめて、皆が納得した上で入つて頂く、こういうことを一つ願つて置きたい、こう思ふ。

○委員長(河井彌八君) カニエ君にお答えいたします。御尤もなお考へて、期間は短かいのであります。できるだけ十分審議したいといふことを考へております。そういう意味において理事諸君に御意見を伺つてきめて見たいと思つております。

午後二時三十分休職  
午後二時三十分開會

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

先ずお諮りを申し上げます。内閣委員の理事尾山三郎君が委員を辞任せられましたので、補欠選挙をしたいと思ひます。

○郡祐一君 尾山君の補欠は藤淵君にお願いしたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 郡君の御発議は、選挙の手續を省略して委員長に一人ということですか。或いはあなたごの御発議なのですか。

○カニエ邦彦君 理事の選挙に關しましては、成規の手續を省略いたしました。委員長に一人するといふ動議を提出いたします。

○委員長(河井彌八君) 郡君の御発議

要な法案であり、且つ国民からも非常に論議の中心になつておる關係上、委員会としては慎重を期さなければならぬと思ふのであります。そこで本法案の審議に入ります前に、理事会でもよろしいが、一応の円満に委員会が運び得るような、一つ順序を一応いろいろきめて、皆が納得した上で入つて頂く、こういうことを一つ願つて置きたい、こう思ふ。

に御異存ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは委員長から溝淵次君を指名いたします。

○委員長(河井彌八君) これより北海道開港法の一部を改正する法律案を議題といたします。増田国務大臣から提案の理由の説明を求めます。

○カニエ邦彦君 議事進行に關してであります。法案をこの委員会に審議する前に、私は本法案がかなり重要な法案であるので、これは今政府の提案理由の説明を聞いたあとでもよいと思いますが、でき得れば本提案を本会議に一応成規の御提案を願つて、そして簡単な質疑をしてやつて、そして委員会に付託される。こういうことを願うのであります。手済上さういうことが可能であるかどうかという点をまだよく調べておりませんが、そういう必要があるのにならうかと思つて、なおこの先例といたしましては、社会党が興党のときに、自由党から石炭國管の法案のときに、中途に中間報告の形で委員長の何がありました、やつたことがあると思つて、そういう重要な法案でありますから、本会議で一応御説明を願うことがどうか、こういうような一つ取計らいを願いたいと思つて。

○委員長(河井彌八君) カニエ君にお答えます。委員長はこの案が委員会に付託されておりますから、そこでやはり成規の審査方法をとつて、そして委員会の進行を計りたい、かように考へております。このカニエ君の御発言のことは、そういう場合もあつた

らうと考へます。委員長はよくその事情を十分に承知しておりませんから、必要があるならば、それを議場においてそれが行われるように取計らつて見ようかと考へます。併しそれは委員長の当然の職務であるとは考へておりません。それだけ申して置きます。

○国務大臣(増田甲子七君) 北海道開港法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

戦後の我が國国民経済の復興と、人口問題の解決に寄與するため、北海道に存在する豊富な未開発資源を急速に開発すべく、昨年五月第七国会において皆様の御賛同を得て、北海道開港法が成立いたしましたのであります。

この北海道開港法に基き、総合開発計画の樹立機関として、北海道開発庁が総理府の外局として設置されたのであります。今回北海道の開港を強力に推進するために、北海道開港法の一部を改正せんとするものでありまして、その改正の要旨は、第一に、北海道開発に關する公共事業費のうち、國が行うところの直轄事業は直接國が執行するようになつたため、現地に國の執行機関として、北海道開発局を設けることにしたのであります。第二は、その執行機関は、北海道開発庁の支分部局として設置することとし、且つ農林省、運輸省及び建設省の各大臣はそれぞれ所掌事務について、その機関の長を直接指揮監督するものとした

ました。

次に、これが改正の理由を申し上げます。北海道開発の公共事業費は、一括開発庁に取りまとめてこれを計上し、然る後に農林省、運輸省及び建設省に予算の移し替えをして、現に執行いた

しているのであります。右の直轄事業を執行するために、官吏たる地方事務官、地方技官を現地に約三千二百名配置いたしておりました。この官吏の任免及び俸給の支給は、すべて現に総理大臣の直接権限にあるのであります。

戦後、北海道の我が國全体の立場において占むる地位並びにその特殊性に鑑み先政府は國策として北海道の開発を行つたために、積極的な意欲と熱意を以て北海道開発の制定を図つたのであります。今後はますますその重要性を加えて行く段階にあると申さねばなりません。従つて國費の直轄事業のごときは、ますますこれを増加拡充せねばならないのであります。

北海道開発は、國家の総力を挙げて解決すべき問題であり、國民的事業として、國はその計画から事業執行まで一貫して名実共に國民に対して責任を負うことが、全日本の再建はもとより北海道民の生活の飛躍的向上のため絶対に必要であります。

かかる意味におきまして、従来のごとく知事に官吏を指揮監督せしめていたのでは、その責任の所在に明瞭を欠く嫌いがあるのみならず、到底前記目的を達成することは至難でありますから、これを根本的に改めまして、直接政府の國民に対する責任において執行することに變更したのであります。かかる措置によりまして、北海道開発局で所掌するものは、公共事業のうち、國の直轄事業のみを取扱ふものでありますから、直轄事業以外の補助事業即ち公共団体本来の事業は、従来の通り知事の指揮監督下に置くものであります。

それによりまして官吏につきまして

も、事業の分離に伴ひまして、分離することは勿論であります。これが今回改正しようとする根本義でありまして、かかる措置により北海道の開発に對しましては、國民の代表者たる国会に對する責任を負ひ得る態勢において強力に推進する所存であります。

以上この改正法案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明いたしました。

何とぞ御審議の上、御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) これより本案に對する質疑を行います。

○楠見義男君 私はこの改正法律案の内容に關する質疑に入る前に、総合的な質疑を若干いたしたいと思います。それは只今建設大臣から改正の趣旨について御説明があつたのであります。政府が改正せられんとする趣旨につきましては、只今の説明でわかりましたが、とにかく現在の北海道開港法は御承知のように昨年の五月に制定せられたものであつて、漸く一年の経験を経て、今日この現行法が改正せられるに當りまして、その改正の当否、善悪は別にいたしまして、この改正案が非常に政治問題化されておることは御承知の通りであります。従つてこの改正案については、十分に國民が納得し得る理由がなければならぬのであります。そのことにつきまして、先ず二つの点について御質問いたしたいと思つておられます。それは國の行ふ事業については、飽くまで國が責任を持つて首尾一貫することが必要であるという考へ方は、これは当初から考へられて然るべきものであつたにもかかわらず、なぜ現在さうい

うような方法をとりられておらなかつたか、この点が第一点であります。昨年の第七国会の内閣委員会における質疑の状況を速記録によつて見ますと、當時も計画執行機関である開発庁と、それから実施機関である各省と、それから現地の北海道地方公共団体、この三つの機構をめぐりまして、事業がうまく行くかどうかということに非常に懸念された質疑が多かつたのであります。その場合に当時提案者は地方自治庁のようでございました。高辻君であつたと思つて、一北海道開発庁の行ひますところの計画、又それに基づく事業なるものは、北海道が実施事務として行ひますところの事業とは直接の關係はないわけでございます。併しながら現在でも國の行ふ北海道開港事業は、現地におきましては、北海道知事に委任して実施せしめておられます。場合が多いのであります。将来も又さういふような仕組で行く場合もあるうかと思つておられます。さういふうなことを言つておられますと同時に、國の行ふ事業も北海道の行ふ事業も、密接な關係の上に立つて北海道の完全な開発が一体的に行われるべきものであります。この間の調整につきましては、地元であります北海道と連絡を密にして、遺憾のないようにして行くのがこれが筋道だらうと思つておられます。さういふようなことを政府の考へ方としてお述べになつておられます。従つて北海道の開発につきましても、当初からいふ御研究になつた結果、今日のような状態で行くことがいふのだと、さういふうなことであつたかと思つておられます。

が、それがそうでなくて、こうなつた  
といたしますれば、当初どういふふう  
にお考えになり、そして又今日のよう  
な実態になつたか、その経緯を先ず第  
一点として伺ひたいのであり  
ます。

それから第二点として、この一年間  
の経緯に鑑みて、具体的にどういふよ  
うな欠陥があつたか、その欠陥を生じ  
た理由はどういふ点であつたか、その  
理由を具体的に伺ひたいと思  
ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) 補見委員  
の御質疑にお答え申し上げます。先ず国  
の行ふべき国の直轄事業と、それから  
自治団体の行なつておるところの公共  
事業との相互の間を、密接な連絡の下  
に執行する必要があるという昨年度の  
政府委員の答弁は、私は全然賛成であ  
ります。その通りでございます。例えば  
内地におきましても、国が直轄事業を  
行なつて同じ国道でも、例えば国道第  
一号線にいたしましても、或る地点は  
国が直轄事業を行なつておりまして、  
或る地点は府県知事が自分の委任され  
た仕事として執行いたしております。  
その相互の關係の連絡が緊密である  
ということば政府委員の答弁の通りで  
あります。ただ併しながら同一の機関で  
一元的にこれを執行しなかつたなら  
ば、連絡は密接にとれないものである  
というところまでは、政府委員は言つ  
ておるのではないのであります。我  
は現に内地におきましては、国の直  
轄事業を国道の建設について見ます  
と、地方建設局が行なつております。  
それから地元で任せる同じ国道の建設  
にいたしまして、改修にいたしまし

ても、そういう仕事はたとえて言え  
ば、国道第一号線におきましては、神  
奈川府知事がやる、静岡府知事がや  
る。同じ神奈川府でやる国道一號線で  
直轄事業をやつておる部面もあれば、  
府県でも自分の事業としてやつておる  
部分もあるものであります。主管が異  
なりまして、同じ国道の一號線が、  
或る地点が幅員が二十メートルになつ  
たり、或る地点で急に十メートルにな  
つてしまつたり、或る地点の橋が永  
久橋であるならば、或る地点はほろ  
ろの木橋であるといつたことでは困  
るのであります。建設省で立てました  
計画に従つて、関東地方建設局も神奈  
川府の知事も連絡をとりつつ同じ国道  
の一號線の改修なり、建設をいたして  
おるのであります。ただ補見さんのよ  
く御承知の通り、国の行ふべき直轄事  
業といふものは、到底地方の負担を以  
てしては堪え切れないような大規模の  
事業を、直轄事業として国が直接計画  
から執行まで責任を担うたしておる  
のであります。行政の対象物それ自体  
を見ますといふと、性質上の区分とい  
うものはあまりできません。結局事業  
の規模によつて、とてもこれだけの大  
きい事業は府県ではできない、そこ  
で国がやる。こういつたような形であ  
ります。北海道についても従来から同  
様であるのであります。ただ併しな  
ら北海道が内地と違ふところは、直轄  
事業の部面が極めて多い、国道のご  
ときは全部直轄であります、地方公共  
団体たる北海道がやるというようなこ  
とは殆んどありません。又北海道に地  
方費道という、内地で申せば府県道と  
同じような性質の道路がございます  
が、この地方費道の建設、改修等も全

額国庫負担でやつております。先だつ  
ても本会議において、私が木下議員の  
御質問に対して謙々申し上げましたが、  
これらの直轄事業は内地においては三  
分の一は地元で負担してもらつており  
ます。ところが北海道では国道は国の  
直轄事業で殆んど全部やつております  
し、而うして地元負担というものは一  
文もございません。それから府県道は  
内地におきましては、半額国庫負担、  
而うして府県道の改修なり、補修なり  
の事業は地方自治団体の仕事でござい  
ます。併しながら半分地元で持ち、半  
分国庫で持つ、こういうようなことで  
あります。ところが北海道の国の  
直轄事業といふものは、分量において  
も、或いは対象物においても、内地と  
比較にならないくらい多いということ  
は補見委員のよく御承知の通りでござ  
います。而うして内地において同じ直  
轄事業の対象を、同じ国道においてや  
つておりましたも、建設省で立てた計  
画に則つて連絡を密接にとりつつやつ  
ておるとく北海道でもとつたならば  
よろしいと、こう考えております。而  
うしてまだ開発庁ができてから一年は  
かりで、一年たつただけでは、現地に  
国の直轄事業を担うる内地と同様の  
役所を作つたほうがよろしいという結  
論に到達するには早過ぎるのではない  
か。一年間たつたのちに現地に国の機  
関を設けようとするに至つたその経緯  
を申述べよという御質問に対してお答  
え申し上げます。実は皆御承知のごと  
く昭和二十二年四月までは、これら  
の直轄事業は政府の出先機関である北  
海道庁長官が担当いたしておつたので  
あります。北海道庁長官は、内地は当  
時はいわゆる任命知事でございました

が、北海道庁長官も任命知事であり、  
国の機関である。而うして内地の知事  
は自治事務も相当担当しておりますが、  
北海道庁長官の担当する事務はむ  
しろ国の機関としての事務のほうが、  
予算面からも事業分量からも遙かに多  
いのであります。普通には二割、八割  
と言つておりますが、八割くらいの事  
業分量或いは予算面を、国の機関とし  
て、国の予算を現地に執行する  
意味の北海道庁長官があつたのでござ  
います。黒田開拓使から始まりまし  
て昭和二十二年四月まで、而もその期  
間の自治といふのは内地の諸機関に比  
べてよほど重責を担うる立場に置か  
れた長官がこれを担当いたしておつた  
のであります。ところが二十二年四  
月、公選知事になりました場合に、本  
来あのときに我々は考え直さなくては  
いけなかつたのであります。漫然  
一種の委任の形になつてしまつたので  
あります。どうしてあのときに考え  
直さなくてはいけないかと言います  
と、終戦前でありまして、北海道の  
意味といふものは非常に重要でござい  
ますから、北海道庁長官がこれを担当  
いたしておつたのであります。終  
戦後はいよいよ北海道の全日本におけ  
る立場といふものは重且つ大を加えて  
来たのであります。そういう意味から  
見ますと、漫然委任したことが本當  
は我々の怠慢ではなかつたかというふ  
うに考えているわけでありまして、そ  
で私も第二次吉田内閣を担当する  
や否や、直ちに北海道の行政機構の根  
本的検討ということが必要であるとい  
う意味におきまして、北海道総合開発  
審議会を内閣に設置いたしました次第で  
あります。これが昭和二十二年、いよいよ

上閣議決定の下に設置されたのが二十  
二年四月でございまして、一年間審議  
会の皆さんに勉強して頂いた結果、北  
海道の開発には国が総力を挙げて重点  
的に力を入れなくてはならない。終戦  
前も相当力を入れる意味において、北  
海道庁長官がいた。ところがそれがなく  
なつてしまつた。而してむしろ終戦後  
の意義といふものは終戦前よりも遙か  
に偉大である。北海道の中に實際上の  
朝鮮だとか、實際上の樺太だとか、実  
際上の満洲といつたようなものを作る  
必要がある。即ち北海道の有する潜在  
資源といふものを飛躍的に開発して、  
そしてこれらを生産力によつて全日  
本国民の生活を賄つて行くようにしな  
なくてはならない。従来も国家機関が八  
割も仕事をする意味において仕事を担  
當しておつたのを、漫然公選知事に委  
任したのはいけません。むしろあべ  
こべに北海道の重要性といふものは意  
味を加えて来たのであるからして、北  
海道総合開発機構を整備充実せよとい  
う答申があつたのであります。一年間  
勉強されました結果……この答申に基  
きまして、我々は本来補見委員の御指  
摘のごとく、中央地方を通じて、北海  
道に終戦後は日本がそれだけ力を入れ  
ているならば、首尾一貫したところの  
総合開発機構を作るべきであつたので  
あります。その当時も私も、実は  
私は当時は御承知のように各省には直  
接關係のない官房長官をいたしてあり  
ましたが、各省の調整ということにつ  
いてやつて見ましたけれども、現地に  
開発機構を直く作るという運びには、  
当時はまだ努力はいたしてはいただけ  
ず、至りませんでした。そこで中央にお







ありますが、その自治事務を担当する者は、国の官造物である現業所の一部を借りて、そして北海道の吏員が借りて住んでおられまして、つまり事務所として使つて、そして北海道の土木事務を行う。自治事務も極めて小さい規模の事務であります。自治事務を行なつておられます。そこで開発局ができれば、開発局の土木現業所というところに帯広がなるわけですが、これは初めから国の建物なんです。その財産目録から申しまして、大蔵省の所管の建物でありまして、ちつとも混淆を来たしませんが、ただ北海道の吏員が極めて小範囲の北海道自治事務たる土木事業をやつておる。これも若し出て行けと言われますと、非常に困ると思ひます。そこで出て行かないようにする。契約なりその他の手続をとりまして、無償でその国の官造物であるところの土木現業所の建物に、一緒に住んでおられ、そして、ちつとも混淆を来さないようにしよう、こういうふうな考へておられます。あの道庁の赤煉瓦は国の官造物で、府県庁とまるきり違ふのでありまして、あの道庁の赤煉瓦から始まりまして根室の末端の土木現業所に至るまで、そういう措置をいたしたい、こう考へておられます。それから十五億或いは三十億、元来私が申します通り、北海道の自治事務たる公共事業が総額それくらいしかないのですから、恐らく事務負担に属するものは十億億しかない。それが一体どういうわけか、行政機構の改革と言ひましても、要するに知事の指揮監督の点を、我々も実際は或る程度指揮監督しておりますが、我々の全責任において今度は指揮監督するだけ

なるだけでありまして、この法律が改正されてどうなるか、これは普通の常識として社会現象として変ること何もないのです。ただこの所の襟章が、同じ赤い所でも字が違つて来た、これだけですから、一体十五億、三十億、どこを押せばそういう数字が出るのかまるきり理解できない。要するに北海道の土木行政、自治団体の自治事業としての土木事業の、公共事業の費用がそれくらいなものですから、それです。どこを押せばそういう数字を出すのか、とにかく我々は理論的に申しまして一文も増えない。それからなお官造物等は我々が無償でお貸しすることに必ずいたすつもりであります。

○楠見義男君 先ほども申上げたように、建設大臣の御答弁に關連しての細部に亘つた質疑は後ほど又別の機会にいたしたいと思ひますので留保して、総括的なことを私はこの際伺ひたいと思ひますが、私は本案の審議の上に關連いたしまして、参考資料のように意味で委員長を通じてお願いして置きたい点があるのがあります。それは数年前に北海道の林政統一が行われたのでありますが、その林政統一の前後における仕事の状況或いは経理の状況等が本案の審議の上にも一つの参考資料になるのじやないかと思ひます。若しそういう資料がありましたら出して頂きたい。それからもう一つは、具体的な仕事の分け方について、こうやつて問題になつておるわけでありまして、その具体的な仕事の基礎である北海道の総合開発計画というものがあつてありますから、その総合開発計画も一つ資料として御提出して

頂きたい、この二つをお願いいたして置きます。  
○委員長(河井彌八君) この際委員諸君に申上げますが、只今楠見委員から資料の提出の御要求がありました。他の委員諸君におかれましては、同様の御要求があると考えますが、どうぞ後ほどよろしくごさいいますから、お申出を願ひます。委員長はそれによつて政府に対して要求をしようと思ひます。  
○国務大臣(増田甲子七君) 只今の楠見委員の委員長に対する御要求のうち、私にちよつと弁明して頂きたいと思ひます。  
○委員長(河井彌八君) どうぞ。  
○国務大臣(増田甲子七君) それは第二の北海道総合開発計画はすでにできておるはずであるから、これを提出せよという御要望は御尤もでございますが、北海道開発庁の使命は、北海道総合開発計画を樹立策定するにある。そこで今折角一生懸命は勉強中でありまして、これは私のことを言つて恐縮でございますが、昔北海道庁長官を終戦直後いたしましたときに、北海道総合開発計画を作る必要がございました。今日の日幣価値で申しますと、約六千万円ほどの調査費の議決を道会に願ひまして、北海道大学の全教授陣を初めといたしまして、内地及び北海道の学識経験者を網羅して、北海道総合開発審議会を作りまして、一年有余に亘つて勉強してもらつたものがございまして、それを基礎として、それから先般、恐らくこれが基礎になつたものと思ひますが、知事が北海道開発法の規定に従つて意見書を提出することを、その意見書としての北海道の総

合開発五カ年計画というのがございまして、これは我々の見地から見ますと、まだ推敲を要する点が多々あるのでございまして、数字等はまあ陳情書を総合したような形の感なきにしもあらずというところがございまして、要するに北海道総合開発計画を樹立すると共に、開発庁の使命である総合開発計画を作つて、それの部分をそれぞれに、建設省なり、運輸省なり、その他各省或いは自治団体であるところの道庁の知事から、職域に従つて全総合計画に調和ある關係においてそれらに実行して頂きます。総合開発を期せう、こういうわけでございます。

○楠見義男君 建設大臣に申上げます。私の申上げたのは、この北海道開発法の第二條に「国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄與するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年から」云々あるから、その事業の運営の仕方について、この改正案が出ておる二條に書いてある北海道総合開発計画というものがあつたから、その総合開発計画を見せたい、こういう趣旨なので、その総合開発計画もなつておるならば、又これは別なものでございまして、竹下さん御存じのこと、国士総合開発法を作るとききの御説明等には、官房長官であつた私が當つた次第でございまして、当時皆様から、この委員会において御審議を受けた次第でございまして、御審議を受けたため日本全体の総合開発計画を作るために国士総合開発審議会が中央に設けられております。その事務局として安本

まして、なお今後の議事の進行について懇談でもしたらどんなものでしょうか。  
○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて……。  
〔速記中止〕  
○委員長(河井彌八君) 速記を好め……。  
○楠瀬常猪君 先ほどの私の発言は取消します。  
○竹下豊次君 時間がございまして、質問させて頂きたいと思ひます。直接北海道開発の問題でないのですけれども、国士総合開発、この問題とやはり機構の問題が關連があると思ひますが、今の国士総合開発のほうではどういう計画でお進みになつておるのがありますか。それがいよいよ正式に着手されるということになれば、やはり今度の北海道の組織のようになつておるに、なる御意向でありますか、又違つた方法でやりになりますか、今のところ案が一応ありますならば、承わつて置きたいと思ひます。  
○国務大臣(増田甲子七君) 本日はこれは竹下さんの御質問は安本長官がお答えしたほうが適當だと思ひますが、併し国士総合開発計画の中の地方計画を取りまとめるのは建設大臣でございまして、竹下さん御存じのこと、国士総合開発法を作るとききの御説明等には、官房長官であつた私が當つた次第でございまして、当時皆様から、この委員会において御審議を受けたため日本全体の総合開発計画を作るために国士総合開発審議会が中央に設けられております。その事務局として安本

合開発五カ年計画というのがございまして、これは我々の見地から見ますと、まだ推敲を要する点が多々あるのでございまして、数字等はまあ陳情書を総合したような形の感なきにしもあらずというところがございまして、要するに北海道総合開発計画を樹立すると共に、開発庁の使命である総合開発計画を作つて、それの部分をそれぞれに、建設省なり、運輸省なり、その他各省或いは自治団体であるところの道庁の知事から、職域に従つて全総合計画に調和ある關係においてそれらに実行して頂きます。総合開発を期せう、こういうわけでございます。

○楠瀬常猪君 議事進行について、いろいろ質疑もございまして、今日はこの程度で質疑を一応やめておかれ

まして、なお今後の議事の進行について懇談でもしたらどんなものでしょうか。  
○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて……。  
〔速記中止〕  
○委員長(河井彌八君) 速記を好め……。  
○楠瀬常猪君 先ほどの私の発言は取消します。  
○竹下豊次君 時間がございまして、質問させて頂きたいと思ひます。直接北海道開発の問題でないのですけれども、国士総合開発、この問題とやはり機構の問題が關連があると思ひますが、今の国士総合開発のほうではどういう計画でお進みになつておるのがありますか。それがいよいよ正式に着手されるということになれば、やはり今度の北海道の組織のようになつておるに、なる御意向でありますか、又違つた方法でやりになりますか、今のところ案が一応ありますならば、承わつて置きたいと思ひます。  
○国務大臣(増田甲子七君) 本日はこれは竹下さんの御質問は安本長官がお答えしたほうが適當だと思ひますが、併し国士総合開発計画の中の地方計画を取りまとめるのは建設大臣でございまして、竹下さん御存じのこと、国士総合開発法を作るとききの御説明等には、官房長官であつた私が當つた次第でございまして、当時皆様から、この委員会において御審議を受けたため日本全体の総合開発計画を作るために国士総合開発審議会が中央に設けられております。その事務局として安本

が当られておるのです。それから府県  
のそれ／＼の地方の総合開発計画を立  
てるために、それ／＼の地方に、府県に  
は府県の総合開発審議会というものが  
設けられるわけであり、それから  
特定地域というようなものが指定さ  
れた場合は、その特定地域の総合開発  
を計画するために特定地域総合開発審  
議会が設けられます。それから府県  
的の大きな特定地域と申しますか、例  
えば利根川といったような、こういう  
大きな区域のときには利根川水域総合  
開発審議会というようなものを設け得  
るのであります。現在は何か関東信越  
総合開発審議会とかいうようなものが  
設けられておるようですが、それほ  
ど茫漠たる地域でなしに、むしろ  
水城々々を中心とするものであるなら  
ば、府県制的なものとしては利根水城  
総合開発審議会というものが作られる  
ことを、当初提案者である我々は予定  
いたしておりましたし、又法律自身も  
そういうことを予想しておりました。  
そこで総合開発審議会が地方の総合開  
発計画を立て、それが建設省を通じ  
て国土総合開発審議会に送られます。  
そこで安本を事務当局として国土総  
合開発審議会において、全日本全体の  
総合開発計画を樹立いたすわけであり  
ます。そこでこれはまだ時間がかかる  
わけでありまして、今折角各地方とも  
総合開発計画を立てる前提としての調  
査をいたしておきます。そこでこれ  
だん／＼で上つたといいたします。で  
き上つた場合に仮に利根の水城につ  
きましては、特定の何かTVAでも作  
たほうがよろしいというふうな結論で  
も出て来ますれば、そのときの実は相  
談に、先だつての利根開発法というも

の願いたいと思つておつたのであり  
まして、初めのこの母法のほうでそれ  
ぞれ予想したり、法律自身が期待して  
おる点がまだ時間もかかるし、手続も  
踏まれない先に利根開発法といつたよ  
うなものができ上つて、政府としては  
まだ困りますという意思表示をいたし  
た次第でございます。尤も本院におい  
てはすでに通過になりましたが……  
そこで北海道の今度設けようとする開  
発局は、いわゆるTVAでも何でもな  
いのです。将来はTVAになるかどう  
か存じませんが、内地にあるところの  
それ／＼の地方にある地方建設局と農  
地局と港灣建設事務所とを一緒にした  
ものであります。それで将来はもつと  
ほかのことをやれということが法律で  
皆さんから命令を受けなければならない  
が、現在の法律はそこまでは予想して  
おりません。要するに北海道開発法を  
作つて、一年間勉強して見まして、従  
来から我々が考えておつたところにつ  
いて、いよいよ確信を深めまして一部  
改正を行おう、これだけなのでありま  
す。それから北海道開発計画というも  
のは、やはり全日本の総合開発計画の  
一環になるわけでありまして、日本全  
体の国土総合開発法の又一部としての  
北海道開発法である。日本の重要構成  
部分なんですから、全然国土総合開発  
法と関連のないものではないと思いま  
せん。これについてただ特別北海道は重  
要な意義があるというわけで、特別法  
が設けられておりますが、我々の理  
解するところでは、先ず国土総合開発  
法の特例法である、こういうふうにな  
らぬかと考へておられます。

○梅津錦一君 ちよつと中座したの  
で……。楠瀬委員から何か動議が出た  
と思うのですが、動議の扱いはどう  
なりましたか、お聞かせ願いたいと思  
います。  
○委員長(河井彌八君) 梅津君にお答  
えいたします。楠瀬君は動議を出しか  
かつたのでありますが、取消されまし  
た。  
○梅津錦一君 重要な法案であるの  
で、私も只今これを法案の審議に入る  
ということ、提案理由の説明を今お  
聞かせ願つたわけです。法案の内容に  
ついては、簡単と言えれば簡単でござ  
いすが、その裏に含まれておるいろ  
ろのことがあるので、楠さんから資料  
の提出要求がありました。そういう  
ようなことで誠に申訳ないのですが、  
まだ勉強が足りないもので、政府側対  
して質疑をするということに対して非  
常に材料が乏しいのです。それで本日  
はこの程度で、この法案の審議方法を  
別に打合せ願いたいと思つたので、  
かような動議を提出いたしました。  
○カニエ邦彦君 只今の梅津君の動議  
に賛成するのでありますが、動議の賛  
成のほかに、私はこの法案がかなり重  
要であり、而も日数がないと思つた  
ので、さしずめそれを早く手続をして置  
かねばならないものですね、これにつ  
いては大体予想されるものは、今日に  
でも一つまとめて頂きたいと思つた  
ので、さうしなければ又これが二日、三  
日たつてあれもやりたい、これもやり  
たい、或いはこういう資料もというよ  
うなことが出て来たものでは、十二分な  
審議に支障を来たすと思つたので、特  
にこの問題について私はこれだけ重要な  
法案でありますから、公聴会等も実は  
して頂きたいと思つたので、ところが  
公聴会は時間的に間に合つか、間に合

わなにかというような点も検討されね  
ばならないと思つたし、若し公聴会  
がこの審議の間にできないというよ  
うなことでありますれば、適当にやはり  
現地のほうからも、或いは学識経験者  
も、その他一般からも公聴会の意味に  
代るべき証人として喚問するとかとい  
うような手続を、やはり事前に早くと  
つて頂きたい、こう思つたので、その  
他につきましても、委員諸君からいろ  
いろお考えがあらうかと思つたので、  
それが先ずまとめて置いて頂いた  
ほうが早く行えるのじやないか、こう  
思つたので、よろしく願いたいと思  
います。  
○楠見義男君 今のカニエ委員の御提  
案のようなことがあつたのですが、一  
時ちよつと懇談をしたらどうですか。  
○委員長(河井彌八君) 速記をとめ  
て……。それでは一時休憩いたしま  
す。  
午後三時三十四分休憩  
午後三時三十八分開会  
○委員長(河井彌八君) それではこれ  
より再開いたします。地方行政委員  
会、農林委員会、水産委員会及び建設  
委員会と北海道開発法の一部を改正す  
る法律案につき連合委員会を開会いた  
すこととしまして、御異議ございませ  
んか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。本日は  
これにて散会いたします。  
午後三時五十九分散会

出席者は左の通り。

委員長	河井 彌八君
理事	楠瀬 常猪君 溝淵 春次君 梅津 錦一君
委員	大谷 肇潤君 郡 祐一君 松平 勇雄君 山本 米治君 カニエ 邦彦君 上條 愛一君 楠見 義男君 竹下 豊次君 栗栖 越夫君 駒井 藤平君 東 隆君
國務大臣	建設大臣 増田甲子七君
政府委員	北海道開 発庁次長 岡田 包義君
事務局側	参事(委員長) 宮坂 完孝君 常任委員 杉田正三郎君 参事(委員長) 藤田 友作君 常任委員 全専門員

五月二十八日日本委員会に左の事件を付託された。  
一、北海道開発法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十五日)

昭和二十六年六月十一日印刷

昭和二十六年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所